

佐世保市医療機関等支援事業補助金について

令和5年1月（一部追記）

1. 概要

佐世保市では、原油価格・物価高騰の影響を受けた佐世保市内の医療機関等の負担軽減を図ることにより、安定的な事業の継続を促進するため、令和4年4月から12月分まで（9カ月分）の電気代・ガス代に対する支援を実施いたします。 ※補助金申請には、令和3年度（1年間）分の領収書等の添付が必要です。

2. 補助対象施設

病院、診療所、歯科診療所、薬局、助産所、施術所（あん摩・はり・きゅう・柔道整復等）

※補助金交付申請日時点において事業を継続中である、佐世保市内の医療機関等に限りです。

※ただし、以下の項目に該当する場合は補助対象外となります。

- ・国又は地方公共団体が開設、運営又は出資する医療機関等（独立行政法人等を除く）
- ・保険診療、保険施術を取扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）医療機関等
- ・社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする医療機関等
- ・患者宅等への出張専業である医療機関等

3. 申請書類（提出いただく書類）

- ① 佐世保市医療機関等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 佐世保市医療機関等支援事業補助金補助対象施設要件確認書（様式第2号）
- ③ 佐世保市医療機関等支援事業費補助金所要額計算書（様式第3号）
- ④ 電気代・ガス代の実績金額が確認できる書類の写し（毎月の実績が確認できるもの）
 - ・使用料の記載のある検針票
 - ・決算書類の該当部分
 - ・帳票類

・領収書 等 のいずれか ※補助金申請には、令和3年度（1年間）分の領収書等の添付が必要です。

- ⑤ 補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し
- ⑥ 施術所においては「施術所の開設届出済証」
- ⑦ 補助金交付申請者と補助金振込先口座の名義が異なる場合は「委任状」 （佐世保市 HP）



※①～③、⑦の書類は、佐世保市ホームページでダウンロードできます。（記載例も掲載しています。）

特に③の書類は、様式に計算式が入っていますので、原則ダウンロードしたものを使用してください。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/iryose/iryoukikannhenosienn.html>

※その他、申請内容によって、①～⑦以外の書類の提出が必要になる場合があります。

4. 申請期間・提出先

○申請書提出期限

令和5年1月31日（火）まで 【期限厳守】

○提出先

佐世保市医師会事務局 医療機関等支援補助金 担当あて

〒857-0801 佐世保市祇園町257番地

電話：0956-22-5900

※郵送又はご持参ください。

【持参の場合】平日・土曜：9時から17時まで

日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は休み

※佐世保市役所（医療政策課）での受付は行っておりませんのでご注意ください。

5. 補助金額の算出方法

(1) 病院・診療所（5床以上）

【電気】補助単価 30,000 円 × 病床数 × 補助率 $1/2 \times 9$ カ月/12 カ月

【ガス】補助単価 11,000 円 × 病床数 × 補助率 $10/10 \times 9$ カ月/12 カ月

◆令和4年5月1日以降に開設した医療機関等の場合

補助単価 × 病床数 × 補助率 × 令和4年12月までの営業予定月数/12 カ月

(2) 診療所（5床未満）、歯科診療所、薬局、助産所、施術所

【電気】令和3年度実績額 × 物価上昇率（18.6%）× 補助率 $1/2 \times 9$ カ月/12 カ月

【ガス】令和3年度実績額 × 物価上昇率（17.0%）× 補助率 $10/10 \times 9$ カ月/12 カ月

◆令和3年4月2日から令和4年3月31日までに開設した医療機関等の場合

開設した月から令和4年3月までの実績額を12カ月分に換算した額 ×
物価上昇率 × 補助率 × 9 カ月/12 カ月分

◆令和4年4月1日以降に運営を開始した医療機関等の場合

開設した月から申請日の前月までの実績額/開設した月から申請日の前月までの月数
× 物価上昇率 / (100% + 物価上昇率) × 補助率 × 開設した月から令和4年12月ま
での月数

- 算出された額（【電気】と【ガス】のそれぞれの算出ごと）に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。
- 補助金交付申請日時点で休床中の病床数は算定根拠に含まないようにしてください。
- 複数の補助対象機関を同一施設内において併設し、電気・ガス代の請求額が不可分な医療機関等については、代表する1つの医療機関等により申請を行ってください。
- ◎ (2)の◆における、開設日が月の途中である場合の開設した月の実績額 … 当該月の日割の実績額を30日分に換算した額

6. お問い合わせ・Q&A

○お問い合わせ

佐世保市医師会事務局 医療機関等支援補助金 担当

〒857-0801 佐世保市祇園町257番地

電話：0956-22-5900

受付時間：平日・土曜：9時から17時まで

日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は休み

○Q&A

佐世保市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/iryose/iryokukannhenosienn.html>



（佐世保市 HP）